

2

原子力アタッシェの設置について

31.7.26

諸外国における原子力利用の急速な進展に即応し、わが国の原子力の研究、開発、利用に資するため、下記により原子力アタッシェの設置について必要な措置を講ずべきものと認める。

記

- (1) 原子力アタッシェは、昭和31年度は米国（ワシントン）及び英国（ロンドン）に各一名を駐在せしめるものとする。
- (2) 原子力アタッシェは、わが国と駐在国政府及び関係原子力機関等との原子力に関する連絡に当る外、駐在国及び関係諸国における原子力関係情報の収集に当るものとする。
- (3) アタッシェは、(2)の目的達成に必要な能力特に原子力に関する知識を有し、かつ帰国後その知識、経験を活用してわが国の原子力行政に当り得るものの中から選考するものとする。
- (4) アタッシェの選考は早急に行い、少くとも内一名は8月中にも派遣し得るよう配慮するものとする。